



発行：J A L 不当解雇とたかう愛媛原告を支える会
連絡先：愛媛自治労連会館3F 愛媛労連内
松山市三番町8-10-2 TEL 089-945-4526



（大池さん撮影の
自宅の猫）

地方から元気を発信して
信じて、日本を変え
ていきましょう！！
今後とも、ご支援
をどうぞよろしくお
願い致します。

全国「支える会」へご加入頂いている皆様へ 会員更新のお願い

これまでに、全国の「支える会」へご加入いただき、すでに1年を経過した皆様には「支える会」より会員更新のお願いを送らせていただいております。引き続きご支援いただきますよう、会費の納入をお願いいたします。

高裁署名を1人でも多くの方に

公正な判断を求める署名に取り組んでいます。
1人・1団体でも多くのご協力をお願いします。
<https://sites.google.com/site/jalgkd148/>
からも署名用紙がダウンロードできます。

いつもご支援ありがとうございます。
この春、横浜から宇和
へ居を移すことにしました。
実家から車で10分く
らいの古い農家を只今、
な所で、広さだけは都會
の人もびっくり、という
くらい大きな家です。

本日（2月21日）も、
春闌キヤラバンで南予地
区をご一緒に回らせてい
ただきましたが、愛媛出
身の原告だと申し上げる
と、とても暖かく迎えて
ください、「愛媛には愛が
ある！」としみじみ感じ
ているところです。

原告が3名もいる県
は、首都圏を除いて他に
なく、また、これほど地
元に根付いた活動をさせ
ていただいている県も、
ほかにはありません。「愛
媛の愛」をここでも強く
感じています。



（大池さんのあらたな居所）

「支える会」の加入者数
も、地方県の中では断ト
ツです。皆様の愛を十分
感じながら、不当な解雇
を撤回させ、私たちが職
場に復帰することが、愛
媛全体の労働環境の向上
にきっとつながっていく
に違いないと信じています。

足を運び、私たちの解雇
問題を理解していただけ
るよう訴えて参りたいと
意気込んであります。

地方から元気を発信して

西予市出身
原告 大池ひとみ

私も

応援します

元「NTTリストラを許さない家族会」

野中 紀子

NTTリストラ裁判ではい
つも支援していただきたJA
Lのみなさんが今度は裁判の
原告になるとは。ふだん利用
している飛行機の安全と安心
は、ベテランのパイロットや
客室乗務員のみなさんに支え
られて運航されています。私
たち「家族の会」と全国の仲
間たちは、「赤字」を理由にそ
の大切な人材を「首切り」と
いう暴挙に出た日本航空に憤
っています。

NTTリストラを許さない
家族の会」は、NTTグル
ープに働く労働者の家族の一員
として、労働者を物のように
扱うNTTの理不尽なやり方
を絶対許せないという思いで
たちあげました。「お便りにゆ
うす」とネーミングしたニュ
ースを発行し、原告家族のお
かれた様々な状況や仲間の想
いを交流しながら、微力です
が裁判を側面から支える活動
をしてきました。JAL裁判
でも原告のみなさんはもとよ
り家族のみなさんも様々な苦
労をされていると思います。
全国の仲間たちと一緒にJA
L原告団とともにたたかわれ
ているご家族のみなさんの裁
判を支えていきたいと思いま
す。共にがんばりましょう！

証拠と事実を無視した東京地裁判決

- 経営破綻の事実をことさら重くとらえた結果、主観的に解雇の必要性があると思いつく、整理解雇法理（4要件）の適用に当たつて、下記の重要な事実についての検討・考慮をすべて怠つた。そのため、更生会社においても4要件は適用されるとしている。実際、被控訴人の主張を鵜呑みにし、おざなりの検討しかしなかつた。
- 解雇時点で、更生計画上の人員削減目標は達成されていた。
- 解雇時点で、更生計画上の利益目標を900億円以上上回る営業利益を計上していた。
- 病欠や年齢を解雇基準に用いる事は安全輕視そのものである。
- 組合が提案した解雇回避策は真に実効的なものであった。等

- 証拠として出された事実を無視し、あるいは事実に基づかない判断をした。

- 稻盛会長の発言「経理上165人を解雇する必要がなかつた。」の真意を捻じ曲げた。
- 労働者が受ける痛みや不利益について何の考慮もせず、むしろ高年齢層は経済的な被害度も低いと勝手に推測し判断した。
- LCC設立について2010年にすでにカンタスと協議していたことを無視。
- 客室乗務員32名を10月に入社手続きし、12月にラインに投入した事実を無視。

- 人員削減が空の安全に脅威を与えていること、不当労働行為が安全に与える影響などについて、一切言及していない上、更生計画が求めている「安全が大前提」が守られたのかどうかの検討が全くない。
- 安全問題や労働者の権利等について会社に物を言う労働者を排除しようとした、本件解雇の不当労働行為性については検討もせず否定している。
- 長期にわたる財務状況の悪化の原因となつた破綻の原因について、その内容については触れていない。また人件費の高コスト構造が破綻の原因であるかのように述べられている。

- 経営破綻の事実をことさら重くとらえた結果、主観的に解雇の必要性があると思いつく、整理解雇法理（4要件）の適用に当たつて、下記の重要な事実についての検討・考慮をすべて怠つた。そのため、更生会社においても4要件は適用されるとしている。実際、被控訴人の主張を鵜呑みにし、おざなりの検討しかしなかつた。

- 経営破綻の事実をことさら重くとらえた結果、主観的に解雇の必要性があると思いつく、整理解雇法理（4要件）の適用に当たつて、下記の重要な事実についての検討・考慮をすべて怠つた。そのため、更生会社においても4要件は適用されるとしている。実際、被控訴人の主張を鵜呑みにし、おざなりの検討しかしなかつた。

1. 整理解雇4要件の適用

更生会社であつても整理解雇4要件は適用される。企業再生を理由にすれば、解雇を自由にできるという司法のお墨付き判決は許されない。落ち度がないのに一方的に職を奪われる労働者の重大な不利益を考慮した判断をすべきである。

2. 人員削減目標の達成

更生計画上の人員削減目標は達成して1300名も上回る。

①会社側は165名が未達だったというが、165名の雇用を継続したからといって、更生計画の実行に支障が出たり、二次破綻に至ることはありえなかつた。稻盛会長発言「165名を残すことが経理上不可能ではなかつた」でも明らかである。

②会社は希望退職応募者数だけを取り上げて目標未達としていたが、客乗職では希望退職以外に多数自主退職等しており、12月1日時点で更生計画上の人員削減目標である「新しい人員体制」を大幅に下回る人員数になつていた。

3. 客室乗務員の大量新規採用

地裁判決直後に、客室乗務員を新規採用すると発表し、その人数は今年度と来年度合わせて900名にもなる。解雇後すぐに人員不足に陥ることを承知しながら、その時点で人員状況を再度検討し、解雇を回避する措置を検討せず強行した。

4. 解雇回避努力義務違反

仮に人員削減が必要だったとしても、管財人は解雇回避努力義務を負つている。解雇以外の方法で人員削減が可能だつたのに、解雇を回避しなかつたのは管財人の回避義務違反である。組合が提案した解雇回避策は真に実効的であり、会社がめざす「余剰人員をなくす」施策である。（以下次号に続く）